

佐賀県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月十六日から平成二十二年四月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字山口字五本松九七 六番二地先から 杵島郡江北町大字下小田字四本松竈 四三四番四地先まで	平成二二・三・一六